

研究活動および公的研究費の使用に係る行動規範

令和 8 年 8 月 14 日

OTN 理事長決定

特定非営利活動法人 Old Teachers Network（以下「当法人」という。）は、公的研究費の適正な管理・執行および公正な研究活動の推進を図り、もって学術研究に対する社会からの信頼と負託に応えるため、当法人におけるすべての構成員が遵守すべき行動規範をここに定める。

1. 適用対象

本規範は、当法人の研究員その他当法人における公的研究費の運営・管理または研究活動に関与するすべての構成員（以下「構成員」という。）に適用する。

2. 基本姿勢と社会的責任

- (1) 構成員は、自らの研究活動および公的研究費の原資が国民の税金等に基づく公的資金であることを深く認識し、常に高い倫理観と良識を持って正直かつ誠に行動しなければならない。
- (2) 構成員は、研究活動によって生み出される成果の正確さや正当性を科学的に実証するとともに、専門知識・技術を活かして広く社会の発展に貢献しなければならない。

3. 法令・規則の遵守と適正な執行

- (1) 構成員は、研究活動の実施および公的研究費の使用にあたり、関係法令、資金配分機関が定める各種規則、ならびに当法人の「公的研究費取扱規則」「公的研究費取扱要領」等の関係規則を遵守しなければならない。
- (2) 構成員は、公的研究費が法人において経理される公的な資金であることを認識し、計画的、効率的かつ適正に使用しなければならない。

4. 不正行為および不正使用の防止

- (1) 構成員は、研究活動において捏造、改ざん、盗用、その他不適切なオーサiershipや二重投稿等の研究不正を行ってはならず、これに加担してはならない。
- (2) 構成員は、預け金、架空請求、目的外使用その他の公的研究費の不正使用を絶対に行ってはならない。
- (3) 構成員は、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう、透明かつ公正な取引を行わなければならない。

5. 研究資料・データの適切な管理と説明責任

構成員は、研究成果の客観性・検証可能性を確保するため、実験ノート、観察記録、測定データ等の研究資料および証憑書類を当法人の定める指針に従って適切に保管・管理し、必要に応じて正当に開示・説明できるようにしなければならない。

6. 教育・研修の受講

構成員は、当法人が実施するコンプライアンス教育および研究倫理教育を毎年度必ず受講し、公的研究費の使用ルールや研究倫理規範の最新の知識の習得および理解向上に努めなければならない。

7. 透明性の確保と利益相反への対応

構成員は、研究活動および公的研究費の管理において、個人と組織、あるいは取引先等との間に生じる利益の衝突（利益相反）に留意し、当法人が定める規定に従い適切に申告および対応を行わなければならない。

8. 健全な研究環境の維持と不正防止への協力

- (1) 構成員は、お互いの人格や自由を尊重し、健全で公正な研究環境の維持・向上に努めなければならない。
- (2) 構成員は、不正行為または不正使用が生じ、あるいはそのおそれがあることを認識したときは、速やかに当法人の相談窓口または通報窓口へ報告・相談するとともに、内部監査や事案の調査等が実施される場合は誠実に協力しなければならない。

附 則

この規範は、令和8年8月14日から施行する。